

## 令和8年度八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年度の予算の範囲内において実施する八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、多様かつ複合的な困難に直面しているこども等に対し、地域の実情を踏まえ、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こども等に対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 子ども等に対して無料又は低額の料金を、栄養バランスのとれた食事の提供を行うことをいう。
- (2) 学習支援 こどもに対して無料又は低額の料金を、学習支援の提供を行うことをいう。
- (3) 八戸こども宅食おすそわけ便 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が制定するこども宅食おすそわけ便運営実施要綱に基づく「こども宅食」の活動をいう。

### (補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 組織及び運営に関する定款、規約その他これらに相当するものを備えていること。
- (2) 営利活動を目的としたものでないこと。
- (3) 1年以上継続して子ども食堂や学習支援又は八戸こども宅食おすそわけ便を実施する意思及び能力を有すると認められること。
- (4) 補助対象事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できること。
- (5) 宗教活動、政治活動を行うものでないこと。
- (6) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にあるものでないこと。
- (8) 市税を滞納していないこと。

### (補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 子ども食堂事業  
ア 市内で実施されること。

- イ 主な対象者が、18歳未満のこどもであること。
- ウ 年6回以上の定期的な開催を目指し、実施1回当たりのこどもの人数が5人以上であること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- エ 令和8年度中に継続して事業を実施すること。
- オ 常駐できる運営上の責任者を配置すること。
- カ 食事の提供を行う際の衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、本事業の開始前に八戸市保健所に相談し、衛生管理に関する必要な助言・指導を受けること。
- キ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- ク 支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

(2) 学習支援事業

- ア 市内で実施されること。
- イ 主な対象者が、18歳未満のこどもであること。
- ウ 年6回以上の定期的な開催を目指し、実施1回当たりのこどもの人数が3人以上であること。ただし、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- エ 令和8年度中に継続して事業を実施すること。
- オ 常駐できる運営上の責任者を配置すること。
- カ 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- キ 支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

(3) 八戸こども宅食おすそわけ便事業

- ア 令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に5回以上実施すること。
- イ 主な対象者が、18歳未満のこどもとその保護者であること。
- ウ 支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと。

(4) 子ども食堂又は学習支援を立ち上げる事業（立上げ支援）

- ア 第9条の規定による申請を行う年度の補助対象期間内に、第1号又は第2号の要件を満たす事業を開設すること。
- イ 事業の実施場所は、こどもがアクセスしやすい既存の福祉・教育施設・公民館などでの実施を図り、良好な衛生環境、安全性等を確保すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助対象団体が、複数の事業を実施するときは、それぞれの補助対象事業について補助金を申請することができる。
- 3 前条第1号及び第2号の事業を、同日に同じ場所で一体的に実施する場合においては、それらの事業を一の事業とみなす。
- 4 前条第4号の事業は、補助対象団体が子ども食堂又は学習支援の運営を開始する初年度に1

回限り交付するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額（その額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）と、別表第2に定める補助基準額に基づいて算定した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までとし、この間に支払いを完了した経費を対象とする。

(交付申請等)

第9条 規則第3条の規定による申請は、市長が定める期日までに、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 組織及び運営に関する定款、規約その他これらに相当するもの
- (4) 開催案内及び活動内容等に係る周知状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 規則第3条の規定による申請に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請するものとする。ただし、当該申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない経費については、この限りでない。

(交付決定)

第10条 規則第5条の規定による通知は、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 市長は、規則第4条第1項による審査等の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(変更等の承認)

第11条 規則第5条の規定による交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該補助金の申請内容に変更（市長が認める軽微なものを除く。）が生じたとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金変更等承認申請書（別記第6号様式）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金変更等承認書（別記第7号様式）により

補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の実績報告は、補助対象事業を完了した日（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 15 日のいずれか早い日までに、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金事業完了等報告書（別記第 8 号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別記第 9 号様式）
- (2) 事業収支決算書（別記第 10 号様式）
- (3) 事業の実施状況が分かる書類
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 補助団体は、規則第 12 条の実績報告書等を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 規則第 13 条の規定による通知は、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金確定通知書（別記第 11 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付等)

第 14 条 補助金は、規則第 13 条の規定によりその額の確定した後に一括交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、規則第 5 条の規定による交付の決定の通知後に、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、規則第 13 条の規定による額の確定後、当該補助金の額に不足が生じたときは、その不足が生じた部分の額を新たに交付するものとする。

3 補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金交付請求書（別記第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 15 条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) 補助金を補助対象事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金交付決定取消通知書（別記第 13 号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、規則第 13 条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命じ

るものとする。

- 2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助団体は、規則第 13 条の規定により補助金の額が確定した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該確定後速やかに八戸市地域こどもの生活支援強化事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書（別記第 14 号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告によって、第 13 条の規定により確定した補助金交付額を変更すべき場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(報告及び調査)

第 18 条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助団体に対して報告を求め、又は関係職員に実地による調査をさせることができる。

(関係書類の整備)

第 19 条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかななければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の詳細
子ども食堂事業 学習支援事業 八戸こども宅食おすそわけ便事業	報償費	ボランティアや講師への謝礼等（団体の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く。）
	食糧費	利用者に提供する食材及び利用者に提供する食事に係る食材の購入に要する費用
	印刷製本費	チラシ、ポスター等に係る用紙代、印刷代、コピー代等
	消耗品費	調理器具、食器類、衛生用品、事務用品、教材等（単価2万円以下の物品に限る。）の購入に要する費用
	光熱水費	食料品の保管や調理、会場使用に要する光熱水費（補助対象事業の実施のための支出であることが明確であるものに限る。）
	燃料費	会場使用に伴う灯油代、暖房使用料
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の補助対象事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料等
	使用料及び賃借料	会場（団体又は団体関係者が所有するものを除く。）の使用料及び賃借料（補助対象事業の開催日数分に限る。）
	その他の経費	補助対象事業の実施のため、市長が特に必要と認める経費
立上げ支援	備品購入費	1点2万円以上30万円未満のもので、補助対象事業の実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 （パソコン、カメラ、その他補助対象事業の実施場所以外での利用が認められる備品は補助対象外とする。）
	負担金	運営スタッフ、ボランティアの食品衛生責任者養成講習受講料等
	その他立ち上げに係る経費	補助対象事業の実施のため、市長が特に必要と認める経費

## 備考

- 1 補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限る。
- 2 団体の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は補助対象外とする。
- 3 事業に直接必要とされない経費、用途が特定できない経費、団体の構成員の親睦等のため

の会合や会議の開催経費、接遇に係る経費、通常より著しく高額と判断される経費、その他市長が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は、補助対象外とする。

- 4 同一対象経費について、他の補助制度による補助金の交付を受けている場合は補助対象外とする。

別表第2（第7条関係）

補助対象事業	補助基準額
子ども食堂事業 学習支援事業	開催1回につき10,000円。ただし、両事業合わせて40回分を上限とする。
八戸子ども宅食おすそわけ便事業	開催1回につき10,000円。ただし、5回分を上限とする。
立上げ支援	上限額は、100,000円とする。